

水俣病問題に向き合う労働組合の 成立と労使関係史上の意義

——漁民紛争・安賃闘争から恥宣言に至る「空白の8年」をふまえて

石井 まこと

- 1 序——課題とその背景
- 2 転換期の労使関係における「空白の8年」の再評価
- 3 新日窒労組と水俣病の接点に関する研究史
- 4 「空白の8年」における新日本窒素水俣工場における労使関係の特徴
- 5 結語——労使関係史にとっての新日窒労組「空白の8年」の評価

1 序——課題とその背景

1968年10月、政府は水俣病発生確認から10年以上の時間を経過してようやく公害と認定した。それから約半世紀の月日が流れた。にもかかわらず、未だに水俣病に苦しみ、救われない人々が多数いる。九州の一地方都市で起きた公害事件であるが、同病認定患者は2万人を超え、発生地域の住民は約20万人いると言われ、すでに水俣の地を離れて生活する人もおり、苦しみを抱える人は広範囲に存在する。もし政府や行政による早期の対策がとられれば、病に苦しむ患者の数を大きく減らすことができたことは言うまでもない。

政府が原因を㈱チッソ水俣工場（1965年に新日本窒素肥料株式会社から社名変更、2011年にはJNCへ社名変更、以下、チッソと略）の廃液によるものと公式確認する2ヶ月前にチッソの第一組合である新日本窒素労働組合（以下、新日窒労組と略）は水俣病加害企業の労働者・労働組合が水俣病の解決に取り組んでこなかったことを猛省している。いわゆる「水俣病と斗わなかったことを恥とする」「恥宣言」が組合大会で決議されたのは1968年8月のことである。これ以降、労組を解散する2005年まで、新日窒労組は水俣病への補償問題を団体交渉の俎上に上げ、水俣病解決のためのストライキ（1970年）、法廷での証言（1972年）と長きにわたり、水俣病問題を解決することを担う労働者を抱える労働組合になっていった。

日本の労働運動史上で加害企業の労働組合が被害者の救済に組織・個人両面から被害者に寄り添い取り組む事例は他にみあたらない。こうした労働組合はどのようにして成立しえたのか。新日窒労組が水俣病と向き合う契機になったのは1959年の工場内への漁民の乱入、いわゆる漁民紛争であった。それを受けて、1959年度の組合大会の議案書にも水俣病問題への方針が加えられるが、翌60年度以降組合の議案書から姿を消し、それ以降、恥宣言が出されるまでの約9年間は組合活

動にとって水俣病は空白の期間でもあった。高峯（2006）は、59年に見舞金契約により幕引きを図った60年から政府が公害認定する68年9月前までを「空白の8年」と指摘している。行政も政治も具体的措置をとらない時期であり、その後水俣病と向き合うことになる新日窒労組も例外ではなかった。また石田（2014）は水俣病が確認された1956年から恥宣言が出される1968年までを会社の「別働隊」の時期、安賃（安定賃金）争議を行い組合が分裂する62年以降を「蟻地獄」の時期とし、新日窒労組の12年間を整理している。

本稿では、「恥宣言」が出されるまでの政治・行政・企業・労働組合の対応が「空白」になった期間を対象にし、水俣病問題とともに闘う労働組合がいかになされたのか、労働組合がいかに鍛冶され社会認識を醸成していったのかを明らかにする。本稿では石田が指摘する12年もの空白ではなく、「空白の8年」を分析する。それは水俣病で苦しむ当事者とはじめて向き合ったのが漁民紛争であり、この問題を正確に理解するために8年の歳月がかかったと考える。また本稿が扱うこの時期は日本の労使関係史上における転換期でもある。同時期の三池争議や鉄鋼争議といった大争議が起きてきた時期に新日窒労組もいた。水俣市＝チッソというべき構造、逃げ場のない企業城下町である企業で雇用される労働者がいかに企業から自立し、結果として地域社会を維持させてきたのかという視点から労使関係をみていく。同時に、こうした労使関係による是正にもかかわらず、約半世紀を経ても未だに解決しえない水俣病問題があり、この解決に向けた視点を「空白の8年」から照射してみる。

2 転換期の労使関係における「空白の8年」の再評価

企業別組合が企業犯罪と対峙し、労働運動として展開したのは1970年代に展開されたゼネラル石油精製労組の反公害・反労災運動とこの新日窒労組の水俣病闘争と少数の事例に留まる。こうした特徴的な労使関係であるにもかかわらず、新日窒労組が企業別組合を超える論理を内包した労働組合として成立したことについて、労働争議史として十分に研究が行われてこなかった。これらの組合はともに最初から反公害として企業に対峙していたのではなく、日々の不平等な労使関係構造のなかでエネルギーが蓄積された結果、一定の時間がかかったと理解すべきである。

新日窒労組が1962年春闘における会社提案の安定賃金（以下、安賃と略）案を拒否する争議は183日間にわたり繰り広げられた。同時期には1959年鉄鋼争議、1959-60年三池争議と、労働者の敗北となった大争議が起きており、詳しい労働争議研究が試みられている。これら争議は日本の労使関係が転換する争議としても位置づけられているが、それに続く安賃争議は同じ時代に九州の地方都市で起きた大争議であったが、山本（1991, p.30）でも「安定賃金反対の水俣争議」として記載される程度であり、これまで顧みられることがなく知名度も低い。1960年代は日本の労使関係が大きく転換する時期であり、「社会運動の土台に位置づけられるべき労働組合運動について、かなり停滞」し、「七五年以降の春闘が連敗するような状況が基本的につくられていった」（下山 1983, p.14）時代と位置づけられる。また、60年代後半はJC春闘が展開し、民間大企業では労使協調型のストライキ抑制傾向が主流化する時期でもある。争議自体は労働者の敗北的要素が大きい争議であったが、この敗北的要素に水俣病問題が重ねあわされることで、企業の労務管理

から自立した労使関係が形成されていった。この点について、転換期の労使関係における労使関係史としていかに評価するのか、歴史被制約的ななかで歴史的選択を行う主体としての新日窒労組の位置について論じる必要がある。

本稿では、1960年代、日本の労使関係史において労働争議が減少する協調型の日本型労使関係が形成されるまさにその時期に、水俣病を発生させる企業体質を認識し、労働運動を社会運動に展開した新日窒労組の労使関係上の成立意義を、その成立過程の分析を通じて試みたい。日本の労使関係が60年代に協調型労使関係の裾野を拡げつつも、社会運動の土台になりえたのか、この分析を通じて明らかにしていく。

労使関係史において、チッソ労働運動史研究会の花田（2013）が機関誌「さいれん」等により安賃争議の意義と考察を行い、富田（2015）も同争議に焦点を当てて労使関係史上の位置づけを試みている。また、熊本県総評（1984）の「水俣安賃闘争」は闘争開始から終結までの流れを労使関係史としてまとめてある最も初期の通史として存在している。

このうち花田（2013）は安賃争議について、それまでうまく作れなかった地区別組織や主婦の会の組織化、あわせて争議支援の1963年11月には新日窒OBや労働者の親たちの世代による農民会が作られ、企業の枠を超えて地域を基盤にする運動が生まれてきたことに意義を見出している。

富田（2015）はこの争議に化学産業が1958年頃の神武景気終了後あたりから化学産業では解雇や希望退職が増えていくなかで、チッソは労務費が割安であったこと、人員補充がないまま増産されていたため、60年代には再編の必要性が高まっていたことを指摘した。富田は、企業別の協賛対応ではなく産業別対応に意味があるとする合化労連・太田薫の意向を具現化したことを指摘し、そのため企業レベルの合理化を食い止める企業ごとの対応戦術を示すことができなかったことを問題にした。各企業ではそうしたことが混乱を招くことになったのではという疑問を投げかけている。

たしかに、安賃争議以後は合化労連の指導から現場レベルでの闘いに軸足を移動させた結果、水俣病が視野に入るようにもなった。安賃争議以降も合化労連の支援や指導は続くが、これまで地域・企業レベルでなしていなかった問題に関わることで新日窒労組が社会運動の担い手としての性格をもつに至ったのではないかと考えられる。「空白の8年」はそうした労組が成立する時期にある。合化労連の太田薫が「新日窒労組が組合らしい組合になったのは、なんといっても昭和三十七年の安定賃金粉碎の闘争以後であった」（井上 2013, p.69）と言っていることは、そのことを示唆しており、興味深い。

ところで「空白の8年」の労使関係史の空隙を埋める作業は、水俣病を通して企業と対峙する労働組合という視点で一定の研究蓄積がある。まずはこれらの先行研究をふまえながら、新日窒労組が日本の協調型労使関係とは一線を画した点を再評価し、その労働組合の存在の意義について述べていく。

3 新日窒労組と水俣病の接点に関する研究史

星野（1973）はチッソ労働者の言説から安賃争議で果たした役割を分析している。本稿の対象

にしている「空白の8年」と同時期の分析を行った。1959年11月2日、工場廃水の停止を求めた漁民に対して工場が拒否し漁民が暴徒化する紛争が起きた。漁民紛争と言われ、同年8月にも起きていたが今度の紛争は規模も大きかった。このとき、新日窒労組の漁民紛争への態度は第三者的であった。星野は安賃争議やその後の希望退職や配転での嫌がらせを受けるなかで、それまで背反してきた水俣病患者との関係が解決される可能性が大きくなったと論じている。星野は水俣工場労働者の言説による分析をふまえ、漁業紛争当時水俣工場の労働者は会社から差別と非人間的労働を強いられていたにもかかわらず、同じ相手と闘っていた水俣病患者に向きあうことはなかったとしている。安賃争議やその後の執拗な配転・希望退職を経験した結果、水俣文化集団や水俣病対策市民会議に新日窒労組の組合員が関わるようになり、水俣病と闘う組合に変わっていったと論じている。

菊地（1983）は、「恥宣言」に至るまでの経緯を戦前期の労働者差別からひもとく。先にみた星野が労働者の会社からの差別と水俣病患者らの受ける差別を労働者の言説から浮き彫りにした点に加え、菊地は新日窒労組機関誌「さいれん」等の資料を加えた分析を行い、星野と同様、外部である水俣文化集団や水俣病対策市民会議への労働者の関わりが「空白の8年」を終わらせるものと理解している。

菊地（1983）の分析は、第二次大戦前から始まる。チッソは戦前期の植民地朝鮮に朝鮮窒素興南工場をもっており、そこでは日本人との間に差別的労務管理が行われ、「産業報国隊と称する朝鮮人強制連行」（p.277）が実施されていたとし、この差別的労務管理が引き揚げ者によって戦後の水俣工場に引き継がれたとする。戦後は社員と工員の差別に受け継がれ、それに対して新日窒労組は1953年に40日に及ぶストライキを実施したり、工員の差別解消に臨んだ。ただ、狭い地域社会でのチッソへの就労は「祝い事」であり、差別されつつも「矛盾した水俣労働者の立場」（p.287）があったとする。その上で1962年の「安賃闘争こそが、労働者の意識を一企業の枠内からふみださせ、水俣病患者への支援にたちむかわせる契機となった」（p.288）としている。

すでにこの12年前の1951年頃から死魚が浮き、猫が狂い死に、1956年にはチッソ附属病院に女兒が歩行・言語障害等で受診しており、水俣病は公然の事実であった。その時、新日窒労組は機関誌「さいれん」でも水俣病を取り上げていた。しかし、安賃争議が始まる頃には機関誌から全く水俣病は姿を消えたとしている。菊地（1983）は「水俣病は会社の失態であり、会社の責任であるとしてチッソの労資関係の枠をふみでるものではなかった」（p.303）とし、企業別組合としての新日窒労組の弱点を指摘している。また、「安賃闘争と水俣病患者のたたかひの時間を重ねあわせるとき、両者は全く切断された次元で、別個に展開、拡大」（p.296）、安賃争議をめぐる第二組合が生まれるが、「ともに水俣病には無関心」（p.297）であるとしている。

菊地（1983）は、安賃争議後の第一労組である新日窒労組への弾圧の過程で「水俣病患者への連帯の思想が芽生えてくる」（p.308）とし、この安賃争議後の企業の弾圧が水俣病問題を直視する組合に至る過程として重視した。争議後の就労先は元の職場ではなく、新しく作られた工場内外にある施設課に集められ、特に施設第5課では新日窒労組の職長クラスに工場外で無意味な仕事を与え隔離し、同時に工場内では「希望退職」が強制されるという切り崩しが進んだ。しかし、この時期に切り崩される労働者がいた一方、多くの第一組合員が組合に残り、第二組合へは思ったほど

移動しなかった。

労使関係史において、安賃争議後の時期のチッソ労使関係の研究はこの菊地（1983）の他では井上（2013）に限られる。井上が指摘するように菊地（1983）を除けば、「この時期の調査研究は皆無である」（井上 2013, p.46）である。井上によれば、組合の組織力は拠点・地区（住所で区分）ごとの同好会や団結運動会といった地域ぐるみの組織化を実施してきたことを指摘している。1963年12月の安賃闘争後に機関誌で「廃水の浄化装置もつけずに毒物を海に流し込み、沢山の人が殺され、苦しめられ」との記述から水俣病を認識していることが分かるが、患者支援にまでは至らなかった。ところが、1964年10月13日の組合機関誌「さいれん」には残渣プールの汚水を漁業組合との約束で流さないはずなのに海に放水していることを発見し、団交で中止させており、「組合初の水俣病患者支援」と評価している。1968年1月の水俣病対策市民会議結成後は、水俣病関連記事が掲載されるとしており、ここでも同会議の影響が大きいことが分かる。

稲垣（2009）は、元組合員2人のヒアリングからこれまでの星野・菊地の研究とは異なり「地元以外の出身者—よそ者—」が果たした役割に注目した。恥宣言の起草者である岡本達明は東大法学部を卒業した「よそ者」であり、彼の活動とそこに至ることになった安賃闘争を水俣病事件のなかでの重大な意味をもつものとして分析をおこなっている。新日窒労組の組合員が支援活動を始めた水俣病への関わりは「市民会議におろおろしながら参加し」、新潟水俣病患者が訪水した時のデモに「おずおず参加し」たのだが、「よそ者」である岡本達明はじめ移住者たちから地元の者達の活動が地域社会に影響を与えたとしている。

チッソ労働運動史研究会の鈴木（2015, p.40）は、水俣病と取り組んで来なかった理由を2点明らかにした。1つは、チッソとの闘いが激しく視野に入らなかったこと、もう1つは水俣病の被害の認識が甘かったことである。1959年の見舞金とサイクレーター設置で水俣病問題は解決したと理解していたこと、さらに、「よそ者」岡本自身も「安賃争議中も争議終了後チッソと闘うことに必死で、水俣病患者のことは組合の念頭に全くなかった」と回顧している。これまでの研究では企業内での差別と、水俣病に対する差別が本質的に同じであることに争議等を経て気づきが生まれたとしていた。鈴木は、争議や組合員の水俣病への認識が阻害要因であったように分析しているのだが、ここから「恥宣言」に至る経緯は、水俣地協（地域労働組合協議会）の松本勉と当時の新日窒労組の教宣部長の岡本達明の活動が大きく、企業の枠を超えた繋がりが大きな転換点となったことを示している。

これら研究論文に示されるように、漁民紛争（1959年）以降、安賃争議（1962年）から恥宣言（1968年）までの間、差別的労務管理下で企業外の同じように苦しめられている市民やその支援者との接点が生まれたことが企業別で完結していた労働運動を大きく変えていったことが示されてきた。組合員の意識も雇用者である前に人間であることを認識させることになっていったことも労使紛争のなかで同時に示されてきた。

地域のなかでの絶対的な力を持つ企業を抱える水俣にとって、加害企業を相手にした労使紛争は長期に亘った。この間、資本の論理は全く緩むことなく産業の論理により合理化を貫徹する取り組みを行ってきた。このなかで、「空白の8年」において、水俣病患者は地域から認識されることはなく、新日窒労組の紛争も産業の論理に圧倒され、地域社会にとっては手を出すことのできない

「労使自治」の世界に入り込んでいた。企業城下町・水俣の市民はその労使紛争の動静を伺うなかで、水俣病問題解決に向けて一步踏み出すことになっていく。同時に、それは地域産業・雇用を労働者と市民が修正していく共同の取り組みでもあった。

以下、「空白の8年」の前後で変化した地域労使関係の意義についてみていく。60年代に敗北の歴史で彩られ、70年代に生産性基準原理の貫徹といった悪影響につながる日本の労使関係史にあつて、70年代以降にその社会性を発揮し、地域産業・雇用を修正していった労使関係の成立を分析していく。

4 「空白の8年」における新日本窒素水俣工場における労使関係の特徴

(1) 労働組合の反省

「労働組合がきちんと対応していれば、その後の水俣病の拡大はなかったと思います」（石田 2014, p.33）とは、水俣病加害企業の一労働者の弁である。同様に、政府の対応も厚生省が1959年に行った有機水銀説に対応していれば、その後の水俣病の拡大は食い止められたことは疑いのない事実であった。1953年頃から水俣病患者は増加しており、猫の集団的狂い死が新聞記事になっており、原因不明として扱われていた。

加害企業であるチッソは1908年から水俣で事業を開始し、戦前は朝鮮にも進出するが、戦後、朝鮮からの引き上げ者も含めて戦禍にあった水俣の工場を復興させている。労働組合は労組法が成立した翌月の1946年1月には早々に設立されている。当時は、社員、工員を含む全従業員をカバーする企業内労使協調組織で、学卒者を中心に1948年には東京・大阪の事務所を含む5,234名を擁する組合になっていた。

原因不明の時期1953年には、工員と職員の身分制撤廃の為にストライキを1ヶ月以上も行っていた。1951年に合化労連傘下になり、元組合員の証言では、ストやデモの仕方を知らなかった地元労働者が合化労連の指導で鍛冶され、対決姿勢を明示するようになっていく（花田 2013, pp.13-14）。

水俣病が公式確認された1956年からチッソ水俣工場の排水の疑いがあり、同年熊大の医学研究班は原因を「重金属による中毒」とし、1959年7月22日には「水銀が極めて注目されるに至った」と報告した。同年厚生省食品衛生調査会も有機水銀説を答申したが、答申後は解散させられてしまっている。

「この時期、組合機関誌に水俣病の文字が登場することはきわめて少なく」（花田 2013, p.16）とあるように、この時期はチッソ労働者にとって、水俣病は全く意識されるものではなかった。合化労連の指導を受け、ストライキを打つ力をもった組合に成長していたが、「会社の根幹にかかわる告発をする立場を取ることができなかった」（花田 2013, p.19）。この時点では労働条件をめぐって対決型労使交渉になっていたが、水俣病に対して「会社と歩調を合わせている」（花田 2013, p.19）。

ところが1959年になり水俣病の記事が組合機関誌に掲載され始める。それは同年の8月と11月に起きた漁民紛争との関係である。この会社と一体になった労働組合が漁民紛争にどのように関わ

ったのか事実をふまえて、「空白の8年」がいかにか始まったのかを次に述べる。

(2) 漁民紛争を契機にした水俣病の認識

1959年度の新日窒労組の定期大会方針に水俣病への取り組みが労組史上はじめて掲げられる。ところが、翌年の議案書からは水俣病の文字は完全に消え去り、恥宣言が出されるまで水俣病は解決した問題として取り扱われる「空白の8年」となる。これは県漁協や水俣病患者へのごくわずかの補償を1959年末に行い、問題の幕引きを図ったチッソに同調する対応になった。この幕引きに至る経緯をみている。

表1のように、1959年熊大の有機水銀説をふまえ、チッソは水俣漁協や熊本県漁連との漁業補償をめぐる議論が本格化した。その最終形が「原因が工場廃水にあると決定しても、一切追加補償請求しない」という受け入れがたい屈辱的な補償案の受け入れになった。会社発行の企業内新聞『水俣工場新聞』はあくまでも自社に原因はないけれども隣人愛の精神で問題の解決に努めたという偽善的なものになっている。

表1 漁民紛争・互助会と新日窒労組（1959年）

7月14日	熊大総合研究会議で、「有機水銀説が極めて注目されるに至った」と結論。
8月4日	水俣漁協臨時総会開く。
8月6日	水俣漁協第一回漁業被害交渉として新日窒と交渉。新日窒労組にも要望。
8月12日	水俣漁協第二回交渉。チッソの回答を不満として漁民が多数工場に押しかける。
8月17日	チッソ、水俣漁協に漁業補償の最終回答。漁民再度押し掛け、交渉会場に乱入。翌18日に警官隊導入。
8月19日	新日窒労組第20回代議員大会で漁民闘争に対する組合の態度（「可能な範囲で支援」）を決定。
8月29日	熊本県知事の斡旋案を水俣漁協・チッソ双方が受諾。
10月14日	県漁連、不知火海水質汚濁防止対策委員会を結成。
10月17日	県漁連主催漁民総決起大会、水俣で開催（水俣漁協不参加）、1,500人参加。チッソおよび政府への要望事項を決議し、新日窒へ団体交渉申し入れ。拒否され工場に乱入。警官隊出動。
10月30日	県漁連不知火海対策委、新日窒に対し廃水即時全面停止を要求、会社拒否。
11月2日	県漁連主催漁民総決起大会、水俣で開催、約4,000人参加。水俣病の国会派遣調査団が水俣市立病院などを調査。これにあわせて市内デモ行進の後、チッソに団体交渉申し入れ。工場はこれを拒否。漁民2,000人工場に乱入。警官隊出動。
11月4日	新日窒労組第6回（緊急）代議員会「今時紛争による漁民の行動が、組合員の生命・財産に重大な脅威を与えた」とし、工場、漁民へ反省を促す。
11月6日	新日窒労組第7回代議員、暴力反対、工場の操業停止絶対反対の方針決定。
11月9日	水俣病・一時金団交に関する組合員大会。
11月12日	厚生省食品衛生調査会で原因は有機水銀と結論。新日窒労組の政治部員3名も上京し情報収集。
11月16日	チッソ、知事に漁業補償斡旋依頼。
11月27日	新日窒労組、年末手当要求で24時間スト。
12月16日	水俣病紛争調停委員会、調停案をチッソ、熊本漁連に提示。一時金3,500万円、立ち上がり融資6,500万円、原因が工場廃水としても追加補償を要求しない（12月17日に調停案を受諾、43漁協のうち3漁協は態度保留）。
12月28日	互助会、1ヶ月にわたるチッソ工場正門前での座り込みをとく。
12月29日	水俣病紛争調停委員会、調停案をチッソ、互助会に提示。一時金2,400万円、年金5,300万円。
12月30日	互助会、チッソ、調停案を受諾、調印。

（出所）富田（1969）、深井（1999）に加筆・修正の上作成。

「見舞金は、水俣病災害に対する隣人愛の現れとはいえ金額からして、補償的においのあるのは否定できないが、地元で事業を営み、かつ強く疑われた当社として已むを得ないものである」（『水俣工場新聞』No.56, 1960年1月20日）

ところで、1959年8月6日には水俣漁協の代表が新日窒労組事務所を訪ねてきている。これを受けて、新日窒労組の新執行部（59年度）は、8月19日の代議員大会において、「漁民斗争支援の件」として、基本的態度を打ち出すことにした。

「労働者と漁民とは、同じ働く者としての基盤に立っているのです、原則として漁民の闘争を支援する。支援に当たっては組合の自主性を保ちつつ、可能な範囲で行う。具体的方法については、執行部に一任願いたい。」（『新日窒労組ニュース』1959年8月20日）

「可能な範囲で行う」とあるように漁民に対して組合の対応は第三者的なものである。このニュースの「解説」として、次の文章が続く。漁民に対し「秩序と統制ある行動によって世論の支持を強めるように希望する」として、漁民が起こした暴動に対しての反省を促している。漁民の追い詰められた状況への理解が乏しく、「同じ働く者としての基盤に立っている」とは思えないものになっていた。

ただし、こうした漁民の行動を受ける形で1959年度の運動方針が8月27日の代議員会で提案され、その最後に「十、その他」で「(2) 水俣病対策を進めよう」が作られた。中身は「①原因の総合的早期究明②罹病者の治療と援護③漁業対策等」となっており、「これら対策を推進するように側面から一層の協力をつづけます」とあり、水俣病被害者に対して第三者的な対応を掲げることになった。

11月2日、約2,000人の漁民が工場に入り、工場長以下数人が負傷する事件が発生した。いわゆる漁民紛争である。会社新聞『水俣工場新聞』によれば「国会調査団に陳情したあと、一時半頃大会場の駅前に行進をはじめたが、駅前で大会を開かず、正門前にくるなり門を乗り越え工場内に乱入」（『水俣工場新聞』No.54, 1959年11月10日）とある。これに対し、組合は11月6日の代議員大会で、県議会での操業停止の県条例への審議の動きをふまえ、操業停止をすることなく原因究明と患者対策や漁業対策をするよう県、チツソ、県漁協宛に決議文を出している。有機水銀説が有力な段階になっても操業を重視する会社と同じ立場にある。

こうした当時の組合の対応に対して、岡本（1999）は「漁民暴動、互助会工場前にすわり込み。代議員会で工場の操業停止反対を決議、互助会に貸したテントを取り上げるなど会社の別働隊的役割を果たす」と酷評している。この互助会は1958年に「水俣病患者家庭互助会」として結成された。互助会は11月25日からの被害補償を求めて工場前で座り込みを行っていたが、新日窒労組はこれに対しテントを貸与していた。ところが、こうした行動に対して組合員から批判が出され、薪で汚れるからという理由にもならない理由でそれを取り上げるという組合の運動方針の「可能な限り」というのが欺瞞であったことを露呈することになった。そうした者達が安賃争議時に組合分裂

をしていく第二組合結成主導者になっていったとされる⁽¹⁾。

翌年1960年度の方針から組合の水俣病の文字は全て消し去られてしまう。また、表1にもあるように12月17日に熊本県漁連との間で和解となり、水俣病患者互助会も大晦日前の12月30日にこれ以上の会社責任を追及しないことを条件に和解案を受諾させられた。『これで調印しなければ仲介をやめる』という知事の言葉に涙ながらに調印した」（原田 1996, p.103）のである。

以上、和解により「幕引き」が行われ、1960年からは新日窒労組の機関誌等において水俣病が組合ニュースで取り上げられることもほとんどなくなる「空白の8年」に入ってしまった。

(3) 組合分裂と第一組合勢力の維持

「空白の8年」の開始は行政・企業の「幕引き」に新日窒労組も同調した形で始まった。ここから企業経営を立て直し、合理化するための安定賃金の導入による労使紛争＝第一組合潰しが始まる。

新日窒労組の最大の特徴は第一組合が60年代にわたって主流であり続けたことである。第二組合＝新労（チッソ水俣新労働組合）が1962年に結成されてから1968年までの間は第一組合が多数派組合であった。このことは60年代後半に多くの民間大企業労組が多数派＝第二組合へと転換していくなかで、極めて特異な事例である。かつ日本型労使関係と一線を画す労使関係になりえたと考える。

まず、富田（2015, p.14）は第二組合への分裂が貫徹されなかったことに工員層が一枚岩的であった事実を見出している。職員層と高卒・工学校卒の工員層は新労へ行き、中卒地元採用組を中心に「層別文化にそった強い団結力」が保持できたとしている。

富田は、「強い団結力」が層別分化という学歴別労務管理施策の反作用によって、その基礎的条件が生み出されたことを明らかにしている。しかし、層別分化が団結力の絶対条件ではない。なぜならば実際に工学校卒、高卒で第一組合に残るケースもあった。こうした層別分化に加えて、花田（2013）において指摘される組合民主主義の形成、地区別組織の強化、主婦の会、農民会の争議支援という工場内外に展開した支援の枠組みを短期間に作り出していった戦術が加えられることで、その内実が固まっていったと考えるのが適切である。

こうした組織的な結束力を保つ戦術についての詳細な分析とともに、注目しなければならないのは組合員一人一人のふるまい、考え、言説であることを岡本達明は次のように指摘している。

(1) 石牟礼（2004, p.135）の以下の記述は、当時の会社と一体化していることが述べられている。「師走の風が冷たくなりそめる工場正門前のアスファルトの上にゴザを敷き、補償交渉の坐り込みに入った水俣病患者互助会にむけて、この従業員大会の決議は忠実にまもられた。患者互助会に貸していた組合のテントを、さしたる理由もなくとりあげてしまったのである。女性が多かった坐りこみの互助会員たちは冬の水俣川にテントを抱えて行き、涙とともにこれを洗い、きれいにして返しに行った。

このとき新日窒従業員組合は年末一時金の要求をかかげて工場側と闘争中であつたが、要求額を一般組合員には秘密にした。患者互助会や漁連の補償要求とのからみあいの中で不利になるからというのが理由であつた。同じ理由によって工場側もまた回答額を秘密にした。このときその後の新日窒における労使協調——対水俣病、対漁民対策——の基本的第一歩がみごとに打立てられた。従業員大会の主導者たちはこの後三十七年の安定賃金大争議が起きると第二組合結成指導者ともなるのである。」

「闘争主体が、組合であるとともに必然的に一人一人の組合員となったことが重要である。組合員はその中で自己変革をとげた。組合にとって組合員は誇りであり、組合員にとって組合は誇りだった」岡本（2013, p.95）

「自己変革」については、安賃闘争を振り返った組合員等の手記が集められた『安賃闘争』に詳しい。そこには家族、地域との繋がりが深まったことが多く語られる。

特に安賃闘争が終結後の長期にわたる嫌がらせ配転についてはこの「自己変革」が大きく進んだととれる所感が多い。やや長いが組合員・小淵謙の所感を引用する。

「今、思いかえしてみると、良くここまで斗ってきたと思う。全ての斗いが、攻撃よりも守りの方が難しいと云われ、また歴史がそれを証明しているのであるが、守り一辺倒とも思われる斗いで、これだけ粘り強く、長期に亘って斗ってきた組合も数少ないのではなかろうか。私は、自分がその一員として今日迄きたことを誇りに思っている。そして、会社の安賃攻撃は私達組合員の人間革命をやらせたのではなかろうか。それ迄は、会社あつての従業員であつた。「会社の為なら……。」「会社の人の言われることだから……。」と全てのことで会社を頭上に戴き、会社に負い目を感じてきた私達が、その思想を百八十度転換させて、俺たちがあつての会社だ、俺達も人間だ、牛や馬ではないのだ、人間らしくあつかえという考えに変わってきたのであるから。そして、この思想は、水俣病の斗いへと発展していったのである。」（合化労連 1973, p.344）

以上のように、安賃闘争を経て、意識の転換が表現される。企業城下町の水俣にとって、チツソあつての市民という「認識の誤謬」があるなかで、それが労働者（＝市民）あつてのチツソという認識が厳しい経験をふまえて生まれたことが示されている。

また、安賃闘争後に組合員を就労復帰させるにあたって、施設部を作り、そこに配置換えして組合の切り崩しや排除を図った。そのなかでも施設5課という工場外の清掃・草むしり・どぶさらえ等の雑用をする一種の「やめさせ部屋」に1963年2～3月にかけて428名の組合員が送りこまれた。ここで働いていた組合員の回想文からも「自己変革」がみてとれる。

「先づ最初に五課場内での整地作業が頭の中に浮かんで参ります。小さくはありましたが、ダンプカーで運搬されて来た石炭殻を各自スコップ一杯に入れて一列になってグルグルと回りながら目的の所まで持って行って埋める。いわゆる誰言うもなく「ベルトコンベア」と名付けられた作業方法でした。……（中略）……最初から、せいぜい二回位に分けて元の職場に復帰させていたら或は此の十年間の経過はもっと違った形で進展しておつたのではないかと思います。会社にはマイナスであつた反面、組合には本当に幸したと思っております。私に言わずれば施設五課は活動家養成学校でしかなかつたと思われてなりません。」（合化労連 1973, p.162）

『安賃闘争』にはこうした不屈とも言える労働者たちの声が、膨大な回想文として掲載されている。なかでも、幹部の切り崩し工作の一部が分かる記述（合化労連 1973, pp.49-55）がある。堀端藤男は安賃闘争前に工事課の職長であった。1961年には勤続25年で東京旅行に招待され当時の吉岡社長、児玉常務からも接待を受けていることを回想している。翌年に組合分断の工作が始まったが、年配であり資格が高く、地の者ということで職制からの圧力はなかったようである。安賃闘争が長期スト化するなかで三池からの労働者にピケやスクラムの組み方を習う。軍隊生活の経験者が多いので「統制された組合員」になり、「主婦も必死」と記され、軍隊生活や家族ぐるみの闘いという戦時下規範も動員されていた。「自民党の話しに依ると私の落とし賃は十五万円である」とし、第二組合の組織拡大には財政的支援による梃子入れもあったことが分かる。争議が深化するなかで「警察の行動にはいきどおりを感じずにはおられない」とあり、手段を選ばず国家権力すら活用するチッソへの対抗心は大きくなっていたことが窺える。こうしたなかで、先述の農民会＝「田畑一畝以上を工作する人達で組織」で組織し、争議の早期解決に向け3万名もの署名を県知事宛に出している。

争議終結後は希望退職の説得にあった。闘争前には親しかった課長から「立派な職人だから退めて他で働いたらどうか」と説得を受けるのにたいし、「水俣工場は戦前より我々が守っていたから、後からきたあんた達がやめろ」と前任権思想によって切り返していた。さらに、地主としての顔も持つ堀場は農民会の幹部（地主）として会社が借り上げている敷地料について、それまで会社の重役等は別世界の人と考えていたが、対等に交渉することを争議経験から理解するようになったと述懐している。

第一組合に残った者の論理は富田（2015）の指摘する「層別分化」が一つの指標であるが、軍隊規制や女性の後方支援といった論理や、前任権による雇用平等主義、従来の主従の情誼から逸脱する新しい差別的労務管理への抵抗などがあわさっている。水俣工場は会社のものではなく、水俣の市民のものであり、地域の論理を破壊する、かつ警察権力も使うことへの抵抗感その原動力にもなっている。

（4）産別論理による労使紛争と職場闘争

安賃闘争は当時の化学産業で拡がりつつあった安定賃金を食い止め、合化労連の産別による指導を受けて闘われた争議であった。富田（2015, p.14）は合化労連の産別闘争について次のように批判する。「総評あるいは産別運動としての合化労連が企業レベルの合理化の進行に関して有効な方向性を示しえなかった」と結論づけている。

この企業レベルへの対応が有効に展開できなかったのは、当時、三池争議の敗北を受けて、現場レベルでの労働運動である「職場闘争」や「地域共闘」が「60年代初頭に総評みずからによって否定されていく」（赤堀 2014, p.186）ことと深く関係していると考えられる。

安賃闘争は三池争議後に合化労連の命運をかけて、手厚い人的・財政的支援を受けて争われた争議であった。闘争費は新日窒労組が1.5億円、合化労連4億円、総評が0.5億円の計6億円が費やされ（岡本 1999）、争議支援のために三池労組等からも大多数の人が水俣を訪れていた。ところが、こうした上からの安賃闘争支援＝職場闘争支援は、生産点で労働者が主人公を目指す運動としての

職場闘争方針からみると、当時の合化労連と新日室労組ともに逸脱していた。

合化労連についてみると、富田の指摘のように企業レベルでの合理化へ有効な方向性を示しえなかった理由の1つとしては、職場闘争の歴史が三池闘争の敗北的総括や当時の安保後の企業主義的労働運動が台頭するなかで、大きな揺らぎのなかにあったことが挙げられる。従来の職場闘争を中心に進めていくということが構造的に困難であった。

一方、新日室労組が抱えていた制約とは生産点で起きている問題、たとえば職員工員間の差別問題、工員の低賃金問題に対応してきたが、それは生産点の問題に「自己完結」しており、水俣病という問題を起こした企業で働くという企業・職場の枠を超えて労働を捉え直すことが、この時点ではなされていなかった。

熊沢誠は安賃争議を事例に挙げ、次のように語る。「外からの衝撃と外部の人からの告発を心に受止め、自らの加害者性の認識を発条として企業からの自立をとげ、しかも生産点を離れることなく企業内での告発を続ける」「人間としての労働者グループの飛翔がはじめられた時代である」（熊沢 1972, pp.246-247）。安賃争議とその後の配転問題との長期闘争を経て、新日室労組は生産点に留まり、外からの衝撃を受入れて深化し、決して「自己完結」しないダイナミズムを持つ運動・組織として成長していく。新日室労組は熊沢がいう復権を実践してきた貴重な事例であろう。このような組合が成立するための試行錯誤期間が「空白の8年」であった。つまり水俣病という生産点から出発する社会問題を引き受ける準備期間として位置づけられる。

5 結語——労使関係史にとっての新日室労組「空白の8年」の評価

本稿では水俣病と向き合った労働組合である新日室労組について、漁民紛争・安賃闘争から恥宣言に至るまでを「空白の8年」として、社会問題に生産点から向き合う組合はいかに成立したのかを考察した。結論から言えば、安賃争議からの一連の労使関係・争議史は日本の労使関係史に一石を投じる重要な活動史であった。

本稿ではまずは先行研究を整理し、一定の蓄積があることは紹介できた。ところが、労使関係視点においては、日本の労働運動が60年代に変質・確立していく時期に新日室労組をどのように位置づけるのかはこれまで十分な検討がなされてこなかった。そこで、60年代後半以降に展開される民間大企業における協調型労使関係とは異なる労使関係の成立プロセスについて検討を行った。

その結果、明らかになったのは、組合分裂前の漁民紛争期にみるチッソの労使関係は、水俣病を組合が取り上げる経緯にはなったことである。ただし、操業停止に反対する生産点を守る取り組みに見られるように、漁民とではなく企業と歩調をあわせるという行動上の限界をもっていた。

続く安賃闘争や組合分裂期は、地域を大きく巻き込み、農民会はじめ地域を基盤にした組織から支援も受け、産別からも人的・財政的支援を受け、自らの正当性を示す運動に広がりを見せる時期である。これが経済主義的な視点から敗北的な結果であると捉えれば、労働者やその家族は第二組合を選好し、第一組合は少数化していくのだが、新日室労組はそうならなかった。この分裂については別途分析されており、本稿ではその後の組合員の心性を表す手記等を紹介して分析した。管理を通して鍛冶されること、戦前期の軍隊的統制など前近代的な規律の残存も抵抗する道具になって

いること等を指摘した。

最後に、当時の産別組織と地域労働組合の関係がもたらす影響を検討し、産別等の全国組織が職場や地域の組織や問題と歩調を合わせられなくなっていることを述べた。新日窒労組は水俣病に向き合うことで、時間がかかったが、生産活動と社会活動の結びつきを自ら引き受ける労働者・労働組合になっていった。同組合は合化労連、農民会、主婦の会、水俣文化集団、水俣病対策市民会議等々、外からの視点を受入れた結果、「空白の8年」は終わりを迎え、身内の恥をさらしながら、労働の内容を豊富化していった。この豊富化の延長には水俣病問題の解決があるが、半世紀経っても未解決のままである。この現実を変えていくためには、こうした生産点からの取りくみが成功した数少ない事例として、日本の労使関係史に刻み、社会運動としての労働運動の復権に向けた取組を進めることの意義は大いにありと考える。

（いしい・まこと 大分大学経済学部教授）

参考文献

- 赤堀正成（2014）『戦後民主主義と労働運動』御茶の水書房。
- 石田博文（2014）「水俣病と労働者」井上ゆかり編『「水俣に生きた労働者の軌跡」報告書』熊本学園大学水俣学研究センター。
- 石牟礼道子（2004）『苦海浄土』講談社。
- 稲垣聖子（2009）「水俣病事件におけるチッソ第一組合の行動—安賃闘争から恥宣言まで—」21世紀社会デザイン研究会『学会誌』Vol.1。
- 井上ゆかり（2013）「一人ひとりの生き方が問われた六年間—反公害闘争から水俣病への目覚め」花田昌宣、井上ゆかり、山本尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日日新聞社。
- 岡本達明（2013）「新日本窒素労働組合のあゆみ」花田昌宣、井上ゆかり、山本尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日日新聞社。
- 岡本達明（1999）「チッソ水俣工場第一組合—組合闘争年表」。
- 菊地昌典（1983）「チッソ労働組合と水俣病」色川大吉編『水俣の啓示（下）』筑摩書房。
- 熊沢誠（1972）『労働のなかの復権』三一書房。
- 熊本県労働組合総評議会（1984）『熊本県労働運動史』。
- 合化労連新日本窒素労働組合（1973）『安賃闘争』。
- 下山房雄（1983）「労働組合の原点を考える」下山房雄『現代日本労働問題分析』労働旬報社。
- 鈴木玲（2015）「新日本窒素労働組合と水俣病患者支援団体、患者組織との連携関係の分析」法政大学『大原社会問題研究所雑誌』No.675。
- 高峯武（2006）「無残な『政治』の風景 水俣病認定から50年」衆議院調査局環境調査室『水俣病問題の概要：解説資料』。
- 富田義典（2015）「労使関係史における安賃闘争の位置」法政大学『大原社会問題研究所雑誌』No.675。
- 富田八郎（1969）『水俣病』水俣病を告発する会。
- 花田昌宣（2013）「水俣を揺るがした187日—新日窒労組安定賃金争議が照らしたものだもの」花田昌宣、井上ゆかり、山本尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日日新聞社。
- 原田正純（1996）「公害、労災のなかの差別構造」栗原彬編『日本社会の差別構造』（『講座 差別の社会学』第2巻）弘文堂。
- 深井純一（1999）『水俣病の政治経済学—産業史的背景と行政責任—』勁草書房。
- 星野芳郎（1973）「チッソ労働者の反合理化闘争—労働者階級にとって石油化学化とは何であったか—」星野芳郎『反公害の論理』勁草書房。
- 山本潔（1991）『日本の労働争議』東京大学出版会。

【機関誌等】

合化労連新日窒水俣労働組合『さいれん』（復刻版）

新日本窒素肥料株式会社水俣工場庶務課『水俣工場新聞』

チッソ水俣新労働組合『しんろう』

大原社会問題研究所叢書

2014年
最新刊

『労務管理の 生成と終焉』

榎一江・小野塚知二編著 日本経済評論社



『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』

2013年 法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編著 法政大学出版局

『福祉国家と家族』

2012年 法政大学大原社会問題研究所・原伸子編著 法政大学出版局

『農民運動指導者の戦中・戦後一杉山元治郎・平野力三と労農派』

2011年 横関至著 御茶の水書房